

第 31 条の 3 の 2 指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 壁、柱、床及び天井は、不燃材料で造られ、又は覆われたものであること。
- (2) 窓及び出入口には、防火戸を設けること。
- (3) 液状の危険物を貯蔵し、又は取り扱う床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設けること。
- (4) 架台を設ける場合は、架台は不燃材料で堅固に造ること。
- (5) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。
- (6) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合は、その蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けること。

**【解釈及び運用】**

本条は、屋内において少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準であり、一定の構造及び設備を有する室内で行うよう規定している。

1 第 1 号

少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物(室)の壁、柱、床及び天井(天井のない場合は、はり又は屋根)は、不燃材料で造られているか、又は覆われていることを規定している。

2 第 2 号

少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の窓、出入口その他の開口部には、防火戸(建築基準法第 2 条第 9 号の 2 ロに規定する防火設備であるものに限る。)を設けなければならないことを規定している。

なお、防火戸に用いるガラスは、防火上及び災害発生時におけるガラスの飛散防止の観点から網入ガラスを用いることとする。

3 第 3 号

少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う床について、コンクリート舗装等の浸透防止措置を講じるとともに、適当な傾斜及びためますを設けることを規定している。傾斜及びためますについては、前条第 2 項第 2 号を参照のこと。

リチウムイオン蓄電池が「リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取り扱いに係る運用について」(令和 6 年 7 月 2 日消防危第 200 号)の第 1、1 及び第 31 条の 2 の【解釈及び運用】24、(3)に該当する場合並びに、収納する鋼製の外箱(キュービクル式)の底部(高さ 0.15 メートル以上)が危険物の漏れない構造とする場合、第 34 条の 3 を適用して、床を危険物が浸透しない構造とすること、適当な傾斜を付けること、ためますを設けることを要しないものとする。

4 第 4 号

危険物を収納した容器を貯蔵するための架台について規定している。屋外において架台を用いて危険物を貯蔵する場合は高さの制限があるが、屋内における場合は制限はない。「堅固に造る」ことについては、前条第 2 項第 3 号と同様の解釈である。

5 第5号

採光、照明及び換気についての規定である。換気設備は、自然換気又は動力換気のいずれでもよいが、危険物の種類、貯蔵・取扱形態及び貯蔵し、又は取り扱う場所に応じて、その目的が十分達せられるものを設けること。採光については、照明設備でよいものとする。

6 第6号

危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、前号の規定により換気設備を設けなければならないが、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合は、蒸気又は微粉を屋外の高所に強制的に排出する設備を設けることを規定している。この場合、蒸気又は微粉を排出する場所については、火気使用設備の有無等を十分考慮することが必要である。

「リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取り扱いに係る運用について」（令和6年7月2日消防危第200号）の第1、1及び第31条の2の【解釈及び運用】24、(3)に該当する場合、第34条の3を適用して、可燃性の蒸気を屋外の高所に排出する設備を設けることを要しないものとする。

7 第1号から第3号に係る特例基準

引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場については、「引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場に係る建築基準法の取扱いを踏まえた火災予防条例(例)の取扱いについて」（平成22年9月10日消防予第408号消防危第196号）別紙1の別添1「火災安全性の確保の観点からの引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場の安全対策に関する技術的基準」に基づく防火安全対策が講じられる場合は、条例第31条の3の2第1号から第3号までに定める基準によらずとも同等以上の安全性があり、条例第34条の3の規定を適用することができるものとする。